

## 【別添】

### 社外役員の独立性に関する基準

当社取締役会は、法令および東京証券取引所に定める社外取締役または監査役（以下、「社外役員」という。）の独立性に関する基準について、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならないと考えます。

- (1) 当社および当社の連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の業務執行者<sup>(注)1</sup>  
業務執行者として、当社グループに現に所属しているまたは、過去10年以内に所属したことがある者をいいます。
- (2) 当社グループを主要な取引先とする企業等の業務執行者
  - ① 当社グループに商品またはサービスを提供している取引先であり、直前事業年度における当社グループへの年間取引額が、当該取引先の年間の連結売上高の2%を超える企業等の業務執行者をいいます。
  - ② 当社グループが負債を負っている取引先であって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先への負債額の合計が当該取引先の連結総資産額の2%を超える企業等の業務執行者をいいます。
- (3) 当社グループの主要な取引先とする企業等の業務執行者
  - ① 当社グループがサービスまたは商品等を提供している取引先であって、直前事業年度における年間取引額が当社の連結売上高の2%を超える企業等の業務執行者をいいます。
  - ② 当社グループが負債を負っている取引先または金融機関であって、その負債が直前事業年度における当社の連結総資産の2%を超える企業等の業務執行者をいいます。
- (4) 当社の主要な株主（議決権ベースで10%以上の株主）または企業等の業務執行者
- (5) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式等を保有する企業等の業務執行者
- (6) 当社グループから一定額を超える寄付または助成を受けている企業等の業務執行者  
当社グループから、直前事業年度において年額1,000万円またはその企業等の連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成を受けている企業等の業務執行者をいいます。
- (7) 当社グループから役員報酬以外に一定額を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家  
当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において年額1,000万円またはその者の売上高の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他財産を得ている者をいいます。当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいいます。

- (8) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- (9) 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合における、当該他の会社の業務執行者
- (10) 上記(1)から(9)のいずれかに該当する者が重要な業務執行者(部長格以上)である場合において、その近親者等  
なお、近親者等とは、2親等内の親族および生計を一にする利害関係者をいいます。
- (11) 過去3年間において、上記(2)から(10)までに該当していた者

(注)1：業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者および業務を執行する社員をいいます。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含みます。